

## 申請及び施工に関する注意事項

1. 当該工事に必要となる構造や基準を定めているので参考にしてください。
2. 必ず市の承認を得てから材料等の発注及び施工を行ってください。  
(審査の結果、施工内容について修正をお願いする場合があります。)
3. 施工箇所の周辺住民へは、事前に申請者もしくは施工業者が責任をもって周知してください。
4. 新たに本管を布設する場合、市と事前に協議を行った上で申請してください。その場合、必ず打合せ簿を作成し、申請時に添付してください。
5. 事前に下水道課に備え付けの下水道台帳図にて既設人孔ナンバーを確認の上、公共柵設置位置図に既設人孔ナンバーを記載し提出してください。
6. 各様式に記載されている誓約事項及び承諾内容について、申請者に十分説明を行った上で記名押印を得てください。
7. 工事完了届提出時、以下の状況を撮影した写真を添付してください。
  - (1) 工事着手前及び完成状況（全景及び各ポイント毎）
  - (2) 管布設状況
  - (3) 砂基礎厚検測
  - (4) 埋戻し転圧状況及び一層仕上り厚（20cm以下）検測
  - (5) 埋設表示テープ設置状況（本管及び取付管）
  - (6) 既設マンホール削孔状況及び管接続状況（インバート施工を含む）
  - (7) マンホール基礎施工状況及びマンホール据付状況
  - (8) マンホール鉄蓋の裏側に印字された輪荷重（T-14、T-25）表示
  - (9) 取付管布設状況（支管、曲管等の部材を含む）及び公共汚水ます設置状況（蓋を含む）
  - (10) 既設構造物（道路側溝等）下越し状況
  - (11) 現況舗装厚検測
  - (12) 舗装復旧施工状況及び仕上り厚検測
8. 新たに本管を布設する場合、原則、現地において完了検査を行うので、工事完了後、下水道課担当職員と日程等の調整を行ってください。なお、検査に必要な用具（巻尺、懐中電灯、鏡）は、申請者もしくは工事施工者が用意してください。